

長野県太陽光発電初期費用ゼロ円モデル普及促進事業実施要領

1 目的

長野県（以下「県」という。）では、「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ以下とする「2050ゼロカーボン」の実現に向けた取組の一環として、太陽光発電の普及拡大に取り組んでいるが、住宅等においては設備の設置に係る初期費用の負担が導入の障壁となりやすい。

そこで、サービスを利用する者が原則として初期費用を負担することなく太陽光発電設備等を利用することのできるサービスプランを県が募集・登録し、県民及び事業者等へ周知する取組である「長野県太陽光発電初期費用ゼロ円モデル普及促進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備等

次に掲げるものをいう。

ア 太陽光発電設備

イ 太陽光発電設備及び蓄電池

(2) 初期費用ゼロ円等サービス

P P A（電力販売）やリース等の第三者が設備を所有する形態により太陽光発電設備等が建物等に設置され、当該建物の居住者等が原則として初期費用を負担することなく太陽光発電設備等を利用することのできるサービスプランをいう。

(3) サービス実施事業者

初期費用ゼロ円等サービスを実施する事業者をいう。

(4) 県内施工事業者

長野県内に本店を置く者であって、太陽光発電設備等の設置工事を行う事業者をいう。

3 事業概要

(1) 施工事業者リストの作成

県は、サービス実施事業者が長野県内において初期費用ゼロ円等サービスの実施を検討する際、提携する県内施工事業者の検索を容易にするため、所定の要件を満たす県内施工事業者を募集し、その一覧（以下「施工事業者リスト」という。）を作成した上で、サービス実施事業者から求めがあった場合は、当該事業者へ施工事業者リストを提供する。

(2) 初期費用ゼロ円等サービスの募集

県は、所定の要件を満たす初期費用ゼロ円等サービスを募集する。

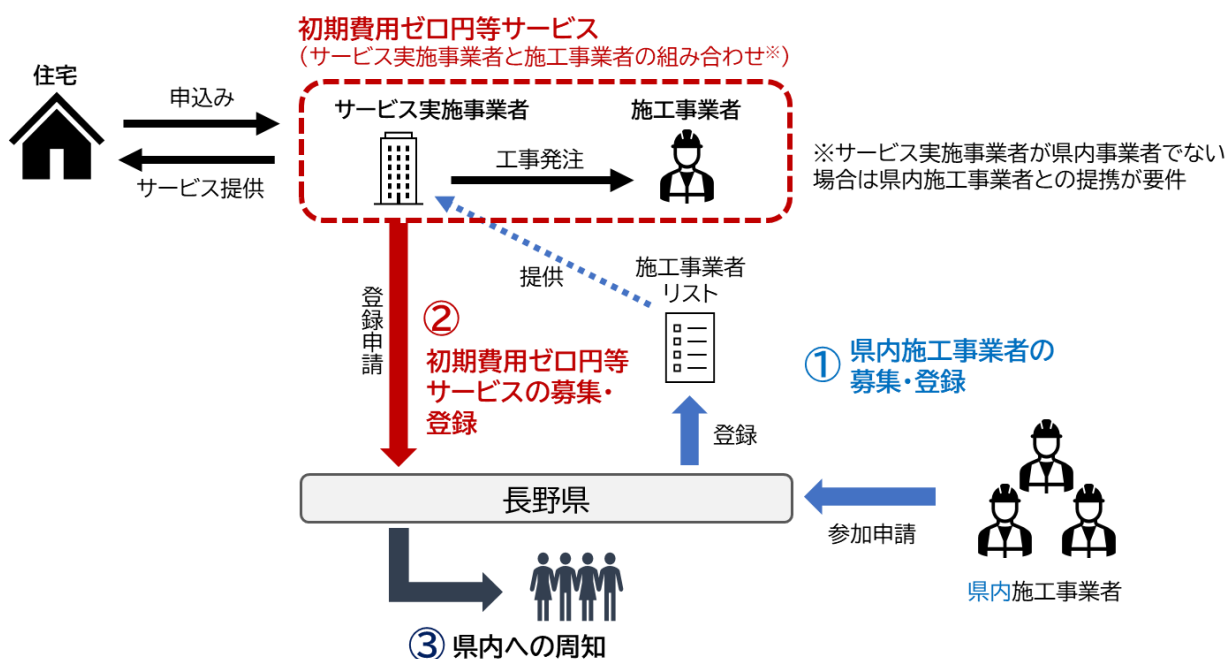
(3) 登録サービスの周知

県は、登録した初期費用ゼロ円等サービス（以下「登録サービス」という。）を県民及び事業者等へ周知する。

(4) 事業の愛称

周知等の際に用いる本事業の愛称は「つなぐ信州ゼロ円ソーラー」とする。

【事業イメージ】



4 県内施工事業者の登録

(1) 要件

県内施工事業者の施工事業者リストへの登録要件は以下のとおりとする。

ア 長野県内に本店を置く者であること。

イ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者に該当しない者であること。

ウ 建物等への太陽光発電設備等の設置に係る全ての工事を一括して受注することができること。

エ 設置工事を行う太陽光発電設備等に係る施工ID（太陽光発電設備等の製造事業者が、適切に自社設備を設置することができる事業者として施工業者に付与する資格をいう。）を保有していること。なお、設置工事と電気工事等、一連の太陽光発電設備等の設置工事について複数種類の施工IDが発行される場合は、その全てを保有していること。

オ 太陽光発電設備等の設置工事が原因で生じた身体の障害又は財物の損壊に対して損害賠償等の必要な対応をとるための保険への加入等の措置が講じられていること。

カ 県の入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

キ 長野県税を滞納していないこと。

(2) 登録等の手続

県内施工事業者の登録等に係る手続については、別に定める。

(3) 登録有効期間

県内施工事業者の登録には、有効期間を設けない。

5 初期費用ゼロ円等サービスの登録

(1) サービス実施事業者の要件

初期費用ゼロ円等サービスの登録申請は、次の各号に掲げる要件を全て満たすサービス実施事業者が行うことができるものとする。

- ア 法人（複数の法人が共同する共同事業体を含む。）であること。
- イ 長野県税を滞納していないこと。（県内に事務所を有しない法人については、主たる事務所の所在地における都道府県税に読み替える。）
- ウ 県の入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者に該当しない者であること。

(2) 初期費用ゼロ円等サービスの要件

県が募集し、登録する初期費用ゼロ円等サービスは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ア 長野県内の住宅等に太陽光発電設備等を設置するものであること。
- イ サービスの内容が表1のいずれかに該当するものであること。
- ウ サービスにより設置される太陽光発電設備等が、設備ごとに表2の要件を全て満たしていること。
- エ サービス実施事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす単独又は複数の施工事業者と提携して初期費用ゼロ円等サービスを提供するものとし、本事業により設置される太陽光発電設備等の設置工事を当該提携事業者が発注すること。（提携事業者への発注は、サービス実施事業者から依頼を受けた代理店等により行われていても差し支えないものとする。また、当該提携事業者がサービス実施事業者から当該設置工事を受注した後、当該設置工事の全部又は一部について他の事業者へ請け負わせる（いわゆる下請け）ことも可とする。）ただし、サービス実施事業者が長野県内に本店を置く者である場合に限り、(ア)の要件は必須としない。
 - (ア) 長野県内に本店を置く者であること。
 - (イ) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者に該当しない者であること。
 - (ウ) 設置工事を行う太陽光発電設備等について施工IDを保有していること。なお、設置工事と電気工事等、一連の太陽光発電設備等の設置工事について複数種類の施工IDが発行される場合は、その全てを保有していること。（同一の設置案件について複数の施工業者に設置工事を行わせる場合は、そのうちいずれかの事業者が必要な施工IDを保有していれば足りるものとする。）
 - (エ) 太陽光発電設備等の設置工事が原因で生じた身体の障害又は財物の損壊に対して損害賠償等の必要な対応をとるための保険への加入等の措置が講じられていること。（同一の設置案件について複数の施工業者に設置工事を行わせる場合は、そのうちいずれかの事業者が必要な措置を講じていれば足りるものとする。）
- オ 周辺環境への影響について十分確認した上で太陽光発電設備等を設置すること。
- カ サービス実施事業者の都合で契約を遂行できなくなった場合において、サービス利用者へ不利益が生じないよう対応すること。
- キ 契約期間中において太陽光発電設備等に故障等の不具合が生じた場合、サービス実施事業者が速やかに修理又は交換等の対応を行うこと。
- ク 契約期間終了後に太陽光発電設備等をサービス利用者へ無償譲渡すること。

表1 初期費用ゼロ円等サービスの内容

プラン名	内容
太陽光単体プラン	建物に太陽光発電設備を導入すること
太陽光+蓄電池プラン	建物に太陽光発電設備及び蓄電池を同時に導入すること

表2 設備要件

太陽光発電設備	蓄電池
<ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人電気安全環境研究所によるJETPVM認証のうち、モジュール認証を取得した製品であること 発電出力（太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいう。）が10kW未満であること 未使用品であること 	<ul style="list-style-type: none"> 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品に登録されていること 未使用品であること

(3) 登録等の手続

初期費用ゼロ円等サービスの登録等に係る手続については、別に定める。

(4) 登録有効期間

初期費用ゼロ円等サービスの登録には、有効期間を設けない。

6 登録サービス実施事業者の業務

(1) 業務

登録サービスを実施する事業者（以下「登録サービス実施事業者」という。）は、登録サービスの利用を検討する者（以下「サービス利用検討者」という。）からの求めに応じ、次の業務を行うものとする。

ア サービス利用検討者への説明

サービス利用検討者に対し、登録サービスに関する説明を行い、サービス利用検討者の質問等に対しては丁寧に対応すること。

イ 見積り額の提示

現地調査又は図面確認等の方法により、サービス利用検討者が利用を検討する初期費用ゼロ円等サービスに係る見積り額をサービス利用検討者に提示するものとする。

ウ 契約締結

(ア) 登録サービスに係る契約締結に当たっては、サービス利用検討者がサービス内容や見積り額を理解し、納得していることを確認することとし、契約を迫る等の不適切な行為は絶対に行わないこと。

(イ) 登録サービス実施事業者は、既存の初期費用ゼロ円等サービスとの混同を避けるため、登録サービスを利用する意思をサービス利用検討者に確認すること。

エ 設置工事等の実施

登録サービスに係る契約を締結した場合は、適切に設置工事等を行うとともに、契約内容に基づきその後の対応を行うものとする。なお、太陽光発電設備等を設置するために屋根の塗装、修繕、葺き替え等が必要となる場合は、あらかじめサービス利用検討者と協議するものとする。

(2) 遵守事項

ア 定期報告等

登録サービス実施事業者は、登録サービスの毎年の半期ごと（9月・3月末日時点）の県内契約状況等について、各半期最終月の翌月末日までに、契約状況等報告書（様式実-1）により県に報告するものとする。

なお、定期報告に関わらず、県は登録サービス実施事業者に対し、登録要件の充足状況等の確認のため、必要に応じて確認を求めるものとする。

イ 事故・トラブル

登録サービス実施事業者は、登録サービスに係る現地調査や太陽光発電設備等の設置工事等において、事故やトラブルが発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告するものとする。

ウ 調査への協力

登録サービス実施事業者は、県内外における営業状況や事業の契約状況等、県が行う調査に協力するものとする。

エ 個人情報の管理

登録サービス実施事業者は、本事業の実施に当たり取得した個人情報について、関係法令を遵守し、適切に管理するものとする。

7 登録サービスの利用申込等

サービス利用検討者が登録サービスを利用しようとする場合は、登録サービス実施事業者が定める方法により、登録サービス実施事業者に直接利用申込等を行うものとする。

なお、サービス利用検討者が登録サービスの利用申込等を行うにあたっては、登録サービス実施事業者に対し、登録サービスを利用する旨の意思表示を行うものとする。

8 県の役割

県は、県民、事業者等に対して本事業を周知するものとする。

9 免責

県は、登録サービス実施事業者が行う契約等に関与しないものとし、本事業が原因で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わないものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月4日から施行する。